

宗教行政法序説

—その沿革・現状・問題点—

小林 弘 人

- 一 はじめに
- 二 明治憲法下の宗教行政
 - 1 維新後の宗教行政
 - 2 明治憲法制定後の宗教行政
 - 3 宗教団体法下の宗教行政
- 三 日本国憲法下の宗教行政
 - 1 宗教行政の性格
 - 2 現状における問題点
- 四 結び

一 はじめに

人生の喜劇がどんなに美しいものであっても、最後は常に悲劇である（パスカル⁽¹⁾）。ひとかけらの砂をかける。それでおしまいである。こういう言葉の呪咀から、われわれ人間は、まだまぬがれていない。不死の願いから、多くの宗教が生れ、多くの文明が生れた。宗教を「超人間的神霊の存在を意識し

て、この信仰を基礎とする人間の精神生活の規範⁽¹⁾」とするならば、このような宗教には二つの面がある。一つは、内心の信仰、すなわち、純粋に精神的な自覚、信仰、さどりの過程と他の面は、社会的側面、すなわち、宗教を布教、伝道したり、宗教的結社等を目的とした宗教的行為（活動）の面である。第一の面に関しては、何人たりとも（国家、公共団体は当然含む）個人の内心の信仰を侵害するような行為は許されない（憲法二〇条）。しかし、第二の側面は、社会的現象であるから、法律的、制度的な規制が行われることがある。本稿でいう宗教行政とはこの宗教の第二の側面に関して、国家又は公共団体が、社会公共の福祉の増進といういわば、積極的な保育（Wohlfahrtspflege）という立場から、宗教を保護し、その健全な発達、発展を助成することを主たる課題とした宗教行政をいう。

現代国家の行政は、社会公共の秩序維持という、いわば消

極的な警察作用のほか、進んで、国家、公共団体が社会公共の福祉の増進（産業の発達助成、国民生活の安定）といわば積極的な保育（Wohlfahrtspflege³）をもその自からの重要な課題としている。その内容は、それぞれの国の政治的、経済的、文化的諸条件諸政策により異なる。しかしこのような国家の共通的特色は、保育の概念の本質から導き出すことができる。すなわち、その目的において、積極的な社会公共の福祉の増進を意図し、その手段において、権力の行使を本質とせず、物的な利益を提供する奉仕である点にその特色がある。

日本国憲法は、一面、一九世紀的自由国家的憲法の特色を有するとともに、他面では、二〇世紀的社会国家的憲法の色をもつ。国民の生存権の保障とこれに対する国家の社会的使命を規定した憲法第二五条が、その実定法的根拠であり、さらに、その具体的規定は、財産権の保障と公共の福祉による制限（二九条）、勤労権、勤労条件の保障（二七条）、教育の保障（二六条）にみられる。これらの憲法規定が保育行政の展開を要求していることは、殆んど疑いない⁴。しかし、一般的にみれば、この分野における現行憲法下の諸立法は、まだ不十分であり、その基礎理論、体系的研究も著しく貧困である。この保育行政の分野に入る宗教行政も、二、三の学者及び実務家を除けば、みるべき研究業績も見当らず、ほとんど未開拓の分野といつてよい。

本稿は、以上のべてきたような事柄、すなわち、宗教行政は、宗教の社会的事象の側面について、保育行政の一環としてとらえることができ、⁵そしてこの保育行政は、物的な利益を提供するサービス行政を第一的なものとして権力的要素の行政は第二的なものであるという立場から、明治憲法下の宗教行政と、日本国憲法体系下の宗教行政の沿革をたどり、それぞれの問題点を整理して、現在から将来に向つての宗教行政法の基礎理論、およびその体系化の手がかりとすることを主たる目的としている。⁶

註

- 1 梅原猛「地獄の思想」三五頁。
- 2 宗教とは何をいうかは、正確には定義できない。古来宗教の定義として説かれるところは、無数にある。本稿では、憲法行政法学者である美濃部達吉博士の定義にしたがった「日本行政法」下巻五五九頁。
- 3 ドイツ人のフォルストホフ教授の説かれる「生活配慮」(Da-seinsvorsorge)がこれに当ると思ふ。Forsthoft, E., Lehrbuch des Verwaltungsrecht, 8. Aufl, 1961, S. 321 f. またイギリス人のフリードマン教授の主張する福祉国家の行政機関である「社会奉仕者」(dispenser of social services) とその役割を国家に課するような行政をさしづるのである。W. Friedmann, Law and Social Change in contemporary Britain, 1951, pp. 298-307.

4 和田英夫「行政法講義」二五二―二五三頁参照。

5 川西誠教授も宗教行政を保育行政の一環として、とらえられているようである。「行政作用法」三五四頁。

6 私は宗教には全くの素人であり、本稿はあくまで制度的法律の側面の検討であり「宗教とは何ぞや」という命題についてはそれぞれの専門家の研究におまかせしたい。また本稿の理論展開に当っては諸外国の宗教行政の沿革、現状を比較、検討することの必要性は認めるが、まず日本の宗教行政についての沿革、現状を認識することが、理論展開に当っては有効であると考えたことと、今一つは紙面の都合という技術的要請から、今回は意識的に触れなかった。

二 明治憲法下の宗教行政

明治憲法下の宗教行政は、天皇主権の下に、国家権力による宗教統制が行われた。すなわち、ヨーロッパで見られたような国家権力に対する「社会的なバリケード」としての役割を寺院が果たすことができず（丸山真男「日本の思想」四五頁）、一方では、神社神道をして、「神社は宗教に非ず」との命題の下に、他の宗教とは別格に扱い、そして天皇制の精神的支柱としての役割を果させるための制度、および慣行の確立をはかった。また最後は、不可思議な国体論と結びついて、内心の信仰までも、規制の対象とされるにいたっている。このような過程を(1)明治維新から明治憲法の制定まで、(2)憲法制

定から昭和十四年の宗教団体制定まで、(3)そして終戦までと便宜的に三つに区分してこの統制過程を検討する。

(1) 維新後の宗教行政

明治以降の日本の近代化は、一般的に、政治、法律、経済、教育等あらゆる領域におけるヨーロッパ産の「制度」の輸入とその絶えまない「改良」という形をとっている⁽³⁾。しかし、こと宗教法制度に関する限り、特殊例外的な過程を経てきている。すなわち、そこでは、太政官布達、各省の達、内訓、伺指令などが、法としての作用を営み、政治と法とが未分離のままに放置されて、行政指導が法の代りをし、判例が個別の法規に統一を与えてゆくという形をとっている⁽⁴⁾。このような宗教法制に関する一般的傾向と共に維新政権は、江戸時代御用宗教化していた仏教に代って⁽⁵⁾、神社、神道をして、天皇制を支える思想的基盤の役割を果さそうとした。すなわち、神仏分離・神道国教化の政策がこれである。このために、国家権力は可能なかぎりの手段を使用したり、利用したりして、強力な国家統制下に宗教をおいた⁽⁶⁾。すなわち、徳川幕府は、キリシタン弾圧を挺子に仏教を御用宗教化し、それによって仏教は国教としての保護をうけ、また種々の特権を有していた。これに反して、神社、神道は、中世以来の神仏習合説によつて、寺院又は仏教に対して従属的な地位を保つにすぎず、仏教に対して神は本地の垂迹であると考えられていた。しか

し、幕末になると平田篤胤等の国学者が、廢仏書を発表し、これらの廢仏論を背景に、会津、水戸、備前、薩摩といった主要各藩が、廢仏政策をとるようになった。

維新政府は、慶応三年一〇月「太政奉還」によって、政權の座につくと、王政復古、文明開化を基本方針としてかかげ、まず同年一二月「王政復古の大号令」を發した。そして、この号令は「……王政復古国威挽回ノ御基被レ為レ立候間、……諸事 神武創業之始ニ原キ……と近べている。この具体化は、神祇官制度の再興となつてあらわれた。すなわち、明治元年一月に、宗教行政の所轄庁である神祇官の設置である。そして同年三月、天皇を中心とした祭政一致の政体を明かにして、次のような神道国教化及び神社神道の創設に関する一連の宗教關係を規律する布告を發した。すなわち「比度、王政復古神武創業ノ始ニ被為、其諸事御一新、祭政一致之御制度ニ御回復被遊候」(三月一三日太政官布告)という基本方針をたて、この実現手段として、「先第一神祇官再興御造立」になり、「諸家執奏配下之儀ハ被止、普ク天下之諸神社主禰宜祝部ニ至迄」神祇官に所屬させ、神社や神職につく者を維新新政權が直接支配することになった。このようにして、神社、神道等に関する基本方針および行政組織が明かにされたのである。しかし、現実の宗教界は、神仏習合のままであつた。そのため、宗教行政の主要課題は、神仏を分離して神社、神道を独立さ

すことであつた。このような作業を行う手段として、明治元年三月「神仏号區別」に関する達、同年四月「神仏分離による別当僧廢止」の太政官沙汰といった行政命令によって、神仏の區別を明かにしたり、仏像を神体とするものや仏具はとりのぞかそうとした。このころ、京都の朝廷では、殉難者の靈を東山に祭祀せよとの勅旨によって、河東操練場で祭典が挙行された。これがのちになつて靖国神社となる糸口である。

仏教の地位と神社の地位を轉換させるための實際上の行政改革は、「社寺領地改正ニ付」と断り書きのある石高等の取調べ(元年閏月太政官達、七月の會計官達)から始まつた。当時、寺院には広大な寺領という物質的ならづけがあつたにもかかわらず、この改革に対して、寺院側はなんらの抵抗もなく、それどころか、神仏分離に関する布達は、排仏毀釈という大衆の破壊行動を伴いながら遂行された。高木宏夫教授の言によると、維新政權がまず最初に施政方針として、天皇を中心に神道国教化を目的とした祭政一致をとえ、神仏分離に関する布達が政策立案者の予期以上に進展して、宗教行政上の第一歩において成功したのは、①維新における變革の思想的指導が、復古神道をとええる国学に求められていたこと ②当時の寺院制度の改革が封建制の矛盾を解決するものと見なされたことにあるといわれる。しかし、この變革の

思想的指導である国学には限界⁽²³⁾があり、大教院⁽²⁴⁾の設置を最後に、国家神道の政策の担い手は、国学者から政治家へと移行し、国学の過渡的役割を終えることになった。

神仏分離令による神社の寺院からの独立、神祇官の設立による神社および神職の中央集権的な組織の把握などは、一応成功したが、その祭政一致という行政上の目的は、天皇親政の理論的な根拠となっている国学の具現だけにあったのではなく、天皇と人民とを結ぶパイプの役割を神社にもたせる⁽²⁵⁾ことにあった。

当時の宗教行政の所轄庁は、社寺については、明治三年七月、民部省社寺掛、同年一〇月寺院寮四年七月大蔵省戸籍寮社寺課というように管轄が変り、神社とは全く別個の差別扱いをして、専院軽視の取扱いを示している。一方神社に関する宗教行政の管轄庁は、最初神祇官であったが、所期の政治目的を十分果すことができず、⁽²⁶⁾四年八月に神祇省に格下げされた。五年三月になると社寺側の行政所轄庁である大蔵省戸籍寮社寺課と神社側の管轄庁である神祇省が統合されて教部省が設置された。

また丁度このころ（明治三年二月）社格、氏子制度の基本的形態が現われている。すなわち社格の原型は、明治三年二月の全国二九社への奉幣使下向、勅祭社の大中小の三区分にみられ、それをさらに全国の神社に拡大して、社格を設定し

たのは、「官社以下定額等ニ関スル」太政官布告（四年五月一四日）である。すなわち神社経営費の官費負担額を定めると共に、神職の官員としての任命制を施行した。これによって、神社の直接国営又は府県営を明確にし、そして、それに従事する神職を官吏扱いとして、神道国教化を具体化しようとしたのである。⁽²⁷⁾

一方氏子制度の方は、四年七月四日の太政官達「郷土定則」「氏子調」⁽²⁸⁾がある。しかし、この「氏子調」は失敗している。しかし、この失敗は、神道国教化の失敗ではなく、神道をパイプにして国民を掌握することに失敗しただけのことである。この失敗の経験から、政府は、神社制度の改革、氏子制度の再検討をすることになり、このことが先にのべた教部省設置にもつながるのである。

この教部省の設置には、二つの事情があった。一は、政府が文明開化、国体明徴の思想宣伝をする必要に迫られたこと（各地の一揆、反乱、キリスト教徒の増加⁽²⁹⁾）、二は、仏教側が排仏毀釈から立ち直って、近代宗教創出の努力を払い、護法観意識も生れつつあり⁽³⁰⁾（一方では神社関係者の無能ぶり⁽³¹⁾もあった）、これを旨く政府は利用して、政府の宗教、思想統制の具体的一歩をふみ出した。神仏合体の教部省が、この役割を果したのである。

教部省は、宣伝関係の仕事のみで、神祇省時代の祀典関係

のものはすべて式部寮に移管した。そして、この教部省は、各層からの人材を利用して、大規模な宣伝活動、主として天皇制の宣伝を行った⁽³²⁾。そのための施設として、大教院、中教院、小教院を創設した。しかし、神仏合同による布教、宣伝には限界があり、主として仏教側⁽³³⁾および森有礼などの意見書⁽³⁴⁾もあって、大教院は明治八年解散、教部省は、明治一〇年一月に廃止され内務省社寺局に移管された。しかし、中教院及び小教院は、大教院の解散する直前(明治八年三月)神道教導職が、教部省に対して、神道事務局の設立を申請して、その設立の認可を得、この神道事務局の統轄の下に、それぞれ神道分局と支局に改称して存置され、神道一切の教職を管理することになった。

神道事務局は、神道一切の教務を管理することになったので、神社に関する教道職と教派神道に属する教道職とを包括していた。しかし、教派神道に属する教道職が、次第に発展し隆盛に赴くや神社と教派神道とは自然と分離するようになった⁽³⁵⁾。そして一五年一月二四日、内務省達乙第七号⁽³⁶⁾をもって、神官の教道職の兼補を禁じ、それと共に葬儀に関係することをも禁止した⁽³⁷⁾。そして、明治一七年八月一日太政官布達一九号⁽³⁸⁾をもって、神仏教導職を廃止し、管長制度⁽³⁹⁾を設けたのである。

ここにおいて、神社の国家における特別の地位が確立し、

明治憲法の制定を迎えるにいたったのである⁽⁴⁰⁾。

以上が神道と仏教についての明治憲法制定までの概括的な宗教行政の記述であるが、もう一つの流れであるキリスト教の取り扱いはどうであったであろうか。キリスト教は、天文一八年(一五四九年)、わが国に宣教を開始したが、天正一五年(一五八七年)、豊臣秀吉の宣教使追放令⁽⁴¹⁾によって禁圧をうけ、江戸時代を通じて、厳禁されていた。明治六年(一八七三年)、ようやく切支丹邪宗門禁止の高札の撤廃によってその布教が黙認され⁽⁴²⁾、大日本帝国憲法発布によって、その基礎を得た⁽⁴³⁾。このようにして、三宗教それぞれの形で憲法発布施行にのぞいたのである。

(2) 明治憲法制定以後の宗教行政

その第二八条は「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定し、一応信教の自由を認めたのであるが、しかし、この自由には限界⁽⁴⁴⁾があり、とくにキリスト教や新興宗教は、この限界をめぐって一連の事件を起した。

その代表的な事件としては、内村鑑三の不敬事件⁽⁴⁵⁾(二四年一月)及び当時の日本各地での「教育と宗教の衝突」事件⁽⁴⁶⁾をあげることができる。その他様々な形での他宗教からの批判や国家権力による差別待遇⁽⁴⁷⁾等の圧力によって、致命的な損害を蒙り、教勢の不振、衰退の下降線を下るのみ⁽⁴⁸⁾であった。この

傾向に一層の拍車をかけたのは、明治三三年の社会主義運動を弾圧するために制定された治安警察法と四三年の大逆事件⁵¹であった。その結果ついに、明治四五年「宗教と其国家との結合を図り、宗教をして更に權威あらしめ国民一般に宗教を重ずるの氣風を興さしめん」がために、三教者会同⁵²に踏み切った。このようにキリスト教は、当初有していた信教の自由の実現（キリスト教の布教、伝導）を、みずからの手で棄て去り、天皇制を擁護するための思想善導の役割を担うことになった。しかし、大正デモクラシーを経過して、昭和の初期、本来のキリスト教の信仰を全うしようとしたこともあった。⁵³

一方、新興宗教に対しては、一貫した抑圧あるいは弾圧政策がとられていた。そのため、憲法の信教の自由の解釈をめぐって裁判や学者の論争がひき起された。⁵⁴最初の弾圧は、明治六年の神がかりするような行為を禁止した「梓市子等ノ所業禁止」令および「禁厭祈禱ヲ以テ医薬ヲ妨クル者取締リ」令（明治七年）であった。これらを当時各地に興ってきた各種の新興宗教に適用した。またこれと同様の内容の取締令は四一年九月の警察犯処罰令にも含まれていた。⁵⁵また、新たに神仏をまつて人におがませてはいけないという「衆庶参拝禁止」令（明治九年）によって、信者が集まりをもつこと自体が弾圧の理由となった。このようにしいたげられた新興宗教が、信教の自由の問題に関して訴訟を提起した事件が、昭和六年に鹿兒

島県で起った。詳細は省くが、これはある新興宗教の支部を移転するにつき、知事の許可を受けなかった。この移転の無許可が、鹿兒島県警察犯処罰令に違反するという事件であった。被告人はもちろん無罪を主張した。すなわち、二八条の「信教の自由」とは、宗教行為の自由であり、また宗教行為の自由は信教行為の自由と布教行為の自由との綜合自由である。そして礼拝所の設立は布教行為であると、主張したのである。しかし、大審院は、有罪判決を下した。⁵⁶（大審昭和六年一月二日、昭和六年九月二〇二号新聞三三四七頁）。なお、この判決のあった昭和六年の満州事変頃から、ファッシズム期に入った。そして、急速に右翼や国家主義者が擡頭し、神社神道にさまざまな国体論⁵⁷が結びつき、憲法の「信教の自由」の規定の前提事実であった「神社は宗教に非ず」⁵⁸とか「天皇の神聖不可侵性」（憲法三条）が、この信教の自由の規定の空洞化に拍車をかけたのである。

さて、一方排仏毀釈後の悲境から、一応の回復をみせはじめた近代仏教が、日露戦争を境に、再び御用宗教化するか、逆に帝国主義権力を否定するかの選択に迫られた。⁵⁹そして教団仏教は、国家の帝国主義政策に直接反発する社会主義運動や間接的妨害物であった自然主義の防止の役割を強いられ、国家の教化政策に再編成されたのである。国家による宗教利用の頂点は明治四五年の「三教者会同」であり、「王法為本」「鎮護国家」等の教説が著しく強調された。しかし、いかに

仏教側に有利に解しても、帝國主義政策や独占資本の形成、そこから生じる生存競争の熾烈化や物神崇拜等と仏教慈悲觀や仏教無我觀は両立しないであろうし、仏教的調和や仏教的僧伽の世界は生存競争や優勝劣敗の思想とは相入れないのではなからうか。⁽⁶⁰⁾このように近代宗教は、自からの手、あるいは国家による弾圧、統制によって、内心の信仰までも統制されるに至った。

(3) 宗教団体法下の宗教行政

本稿の最初に、わが国の宗教事象は、太政官布達、各省の達、内訓伺指令など各種の行政機関による規制が行われ、判例がそれを確認してきたと述べたが、神社の地位が、ほぼ確立したと考えられる三二年⁽⁶¹⁾には宗教に関する統一法案が提案されている。しかし、この法案は廃案になった。以後、昭和二年、四年、一〇年にも統一法の動きがあったが、いずれも廃案となつてゐる。統一法の制定が不可能になつたため、それを補うために省令や通達や判例による法解釈の統一が宗教法の代行をしてゐた。しかし、これらを整理、統合した宗教法が制定された。それが昭和一四年の宗教団体法である。そしてこの昭和一四年の宗教団体法によって宗教の完全な国家統制を圖つたのである。⁽⁶²⁾この宗教団体法案の提案に当り、平沼総理大臣は、政府の宗教に対する意見を貴族院の特別委員会で、「我が国は、憲法によって信仰の自由は認められている。しかし、何れの

宗教でも、我が国に行われる以上、必ず我が国体觀念に融合しなければならぬ。皇道精神に反することは出来ない。ただこれだけでなく我が国体觀念、我が皇道精神を涵養するところが、日本で行われている宗教として、最も大事なことである。このために、政府は宗教に対して監督を加えることが必要である」と述べている(一四、二、八)。また同じく、貴族院の特別委員会で、松尾宗教局長は、次のような発言をしている。

「若シモ宗教団体或ハ教師等ガ教義ノ上カラ我が国ニ於テ神社參拜ヲ拒ムヨウナ、或ハ人ヲ參拜サセナイヨウナ、若シモサウ云フ不料簡ナ真似ヲスルヤウデコサイマスレバ、ソレハ明カニ安寧秩序ヲ紊ス者デアル、少ク共公益ヲ害スルト云ツタヤウナコトニ相成ラウカト存ジマスルノデ、其ノ点ハ一ツ本法ニ依ツテ律シテ行キタイ、斯ウ考ヘテ居リマス」。このように一四年の団体法は国家統制を強化した法規⁽⁶³⁾であつた。しかし若干、近代法の形態をととのえた規定⁽⁶⁴⁾もあつた。この法律は、五年間の施行期間を有するのみで、ポツダム宣言受諾、終戦そして宗教法人令へとバトン⁽⁶⁵⁾を渡したのである。

明治維新から終戦までの宗教行政をながめてみると、主役はいつも国家機関であり、宗教団体はいつもそれに振り回されてゐる。これは神聖不可侵性とされてゐた天皇制が、その基礎となつていたとはいえ、宗教間の利害紛争、対立、また政府の宗教行政に対してそれぞれの宗教団体が、夫々の教義に

もとづいて、正当な批判を行わなかったこと、適格な将来の見通しも立っていないことが国家による内部の信仰に対してまでも干渉されるようになった一原因であると思われる。

註

- 1 本稿では、日本の宗教を大きく仏教、キリスト教、神社神道、新興宗教と區別した。
- 2 文部省の本義には（昭和一二年）「天皇の臣民との關係は、義は君臣に対して、情は父子である。……我が君臣の關係は決して君主と人民と相對する如き平面關係ではなく、この對立を絶した根本より発し、その根本を失わないところの没我婦一の關係である」とのでている。
- 3 丸山眞男「日本の思想」四九頁
- 4 「明治一七年太政官布達一九号によれば、各宗管長が制定した宗憲は、一つの行政上の法規たる性質を有する」（大正八年二月二二日（ネ）や大正八年二月二二日大阪控民一判大正九年（ネ）八五〇二号）や大正八年二月二二日大阪控民一判大正九年（ネ）八八号、新聞一八一八号一六頁などがその代表的例である。高木宏夫「宗教法」三頁。
- 5 吉田久一「仏教」一〇頁参照。
- 6 維新当初、宗教の自由、いわゆる内面的信仰への干渉は比較的少なく、むしろ宗教行政上の組織化に重点をおき、神道を他の宗教とは分離独立したものとすることに勢力をそそぎ、神道は宗教に非ずという原則をほぼ確立し、一三年の明治憲法施行を迎えている。
- 7 「明治文化史」（宗教編）八頁以下参照。
- 8 「明治文化史」一五六頁参照。
- 9 渡辺照宏（日本の仏教）一二二頁以下。
- 10 平田派の総師、平田鏡胤を先頭に、矢野玄道、大国隆正、樹下茂国、六人部雅榮、福羽美静などの国学者である。「明治文化史」五五頁。
- 11 とくに平田篤胤の「出定笑語」が代表的書物である。吉田久一前掲書一一頁参照。
- 12 辻善之助他二名共編「明治維新神仏分離史料」下巻七二頁以下にくわしい。水戸、備前、薩摩藩についても、同史料にくわしい説明がある。
- 13 「明治文化史」六八頁以下および七九頁以下参照、川西誠「行政作用法」三六七頁。
- 14 この布告は従来、形影の如く付き添って国民教化の役割を果たした神道、需教、仏教の三教において唯神道を以て政治の基と礎するという趣旨である「明治文化史」八一頁。「神仏分離史料」上巻八一—八二頁参照。高木宏夫「宗教法」五頁。
- 15 高木宏夫「宗教法」五頁。
- 16 吉田久一、前掲書一一頁。高木、前掲書五頁。
- 17 高木宏夫、前掲書五頁。明治文化史八一頁。
- 18 神島二郎「近代日本の精神構造」三〇八頁以下に靖国神社となっていく過程がくわしくのべられている。
- 19 高木宏夫、前掲書六頁。
- 20 神仏習合の風習のもとで久しく僧侶の下位に立たされていた神宮たちは、この機会をうまくつかんだ。そして封建制擁護の役割をになってきた仏教に不満をもつ民衆を動かして仏教反対

の行動に立ち上らせた。この排仏毀釈運動に対する評価はいろいろ異なっている（久木達男「日本の宗教」一四六頁）圭室諦成「廢仏毀釈」二二二頁以下。吉田久一、前掲書一〇頁以下、神島二郎、前掲書二九二頁。宇井寿伯「日本仏教概史」二二二頁以下などにくわしい。なお排仏毀釈の勢いを盛ならしめた原因として①国学の勃興②排仏論の影響③僧侶の随落を上げている「神仏分離史料」上巻七〇頁。

21 また明治維新における神仏分離の宗教政策は必ずしも廢仏を意味するものではなかった」といわれている「明治文化史」一六八頁。

22 高木宏夫、前掲書六頁。

23 高木教授は、前掲書（六頁）で「国学はたんに国教の仏教を神道に置き変えるという程度のしたがって依然として宗教的權威を背景とした政治権力の構造という改革コースの支えとしかならなかった」とのべられている。

24 大教院は東京に置かれ、天之御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神、天照皇太神、天神地祇を奉祀し、平素一般人の参拝を許した。大教院は、教部省の令を奉じて諸教導職の養成その他の事務を掌った。川西誠、前掲書七八九頁。

25 高木、前掲書七頁。

26 神祇官自体が、西郷隆盛に「昼寝の官」とよばれるほど無気力であった。芳村正乗「明治初年の政府と神仏二教」（神仏分離史料、上巻二八一頁）。

27 久木幸男、前掲書一四九頁。高木前掲書九頁。

28 高木、前掲書一〇頁。「明治文化史」九五頁以下、一〇二頁

以下参照。圭室諦成「廢仏毀釈」一七二頁以下。

29 「元来、教部省は、新政の意図の国民のすみずみにまで徹底教化し、ひいては耶蘇教を防がんとの新体制運動であった（明治文化史）一三八頁）。一撥についても同書一〇七—一〇八頁。

30 吉田久一、前掲書二二—二三頁。

31 西郷隆盛と江藤新平との議論のことが良くこのことを示している。すなわち「神祇省は書寝官」である。芳村正乗「神仏分離史料」二八〇頁以下。

32 遠山茂樹「明治維新」二八八頁。

33 島地黙雷の大教院分離建白書の提出（五年二月）

34 この意見書の全文は（英文で）明治文化全集第一巻宗教篇に掲載されている。

35 この経過については、久木幸男、前掲書一四九頁「明治文化史」一四三頁以下参照。

36 神社神道と多数の教派神道の分離、教派神道の独立は、実にこの時に起ったものである「明治文化史」（二四二頁）。

37 神葬祭問題の由来その経果は「明治文化史」九九頁以下にゆずるが、これもやはり神道国教化の一つの歩みとしてとらえることができる。

38 この太政官布達一九号は、判例によって、行政上の法規であることを確認している（大正八年一月二日大阪控民一判）。

39 川西誠、前掲書三七四頁にその全文がある。

40 維新当初からの宗教行政に関する沿革を検討してみると、当初は、宗教の自由への干渉は比較的少なく、むしろ宗教行政上の組織化に重点をおき、そして一方、神道を他の宗教と分離独

立したものと努力し、神道は、宗教に非ずとの慣行を確立しようとしている。

41 池島信平編「歴史よもやま話」日本編、上二一四頁。

42 久木幸男、前掲書一三四頁。

43 「明治文化史」(二八一頁以下)にその経過がくわしい。

44 明治一〇年前彼には、すべてに復古主義と神道を凌ぐほどの勢をみせせる。他方排仏毀釈からの痛手を立て直しするため、仏教はいろいろの努力をした。たとえばキリスト教排撃を通じて神道との共同戦線のための大教院の設置など。しかし、西欧流の信教の自由の動きは、キリスト教だけでなく、仏教者の間からも生じ、また条約改正問題を中心とした外国との政治交渉も手伝って活発になっていた。河和田唯賢「宗務時報」No. 1, 15頁。

45 この憲法規定は、天皇主権下の条文であり、また法律の留保があったことなどが、その限界である。

46 この事件については、隅谷三喜男「日本社会とキリスト教」三二頁以下参照。

47 例えば、明治二五年一月に熊本洋学の一教師が、学校の方針は博愛主義であること演説したということで、知事がこの教師を罷免したことや同じく熊本の查小學校長は児童が教会に出入することを禁じ、聖書を所持していた一人の生徒を退学させた事件などがその代表である。

48 いわゆる「破邪顕正」運動などがこれに当る。くわしくは吉田久一、前掲書一六頁以下参照。

49 例えば神道(教派神道)仏教の管長は一七年太政管達一九号

により勅任官扱いとされ、旅費割引の特典があったがキリスト教にはなかった。

50 信徒の増加が、明治二一年には一年間に七千四百人であったものが二七年には二千九百人に激減したといわれる(隅谷三喜男、前掲書三六一―三七頁)。

51 この事件の背後にはキリスト教徒が存在するという風評が流され、さらに社会主義とはキリスト教の一派であり幸徳らはヤソ教徒であった。ヤソ教徒は天皇陛下に対して不穏な態度をとるものであるなどの風説が流されたのであった(隅谷、前掲書四五頁)。

52 隅谷、前掲書四七頁。明治文化史(宗教編)四二〇頁以下。

53 いわゆるクリスチャン学生の神社参拝拒否の問題である。川西、前掲書三七四―三七五頁に文部次官回答がある。この通達は一応の法的効力あるものとされていた。

54 井上恵行「信教自由論」(宗教行政、創刊号所収八六頁以下)参照。

55 高木宏夫「日本の新興宗教」二六頁以下。

56 長谷山正観「宗教法概論」二三〇頁以下にくわしい説明がある。

57 丸山真男、前掲書二八頁以下。

58 この命題に対する批判は、宮沢俊義、前掲書三四〇頁以下。

59 吉田久一、前掲書二二頁。

60 吉田久一、前掲書二二頁。

61 学児の神社参拝拒否に対する文部次官道達はその例である。

62 根本松男「宗教団体法論」二頁以下。その他川西誠、前掲書

三七五頁以下参照。

63 従来の制度、宗教法規を整理統合して、統一法とした。長谷山正観、前掲書一八七頁。根本松男、前掲書一八頁以下。

64 その具体的規定としては、教派・宗派・教団・寺院および教会の設立・合併・解散規則の変更、管長教団統理者の就任などの場合、主務官庁の認可を必要とし宗教団体や宗教教師に一定の行為があった場合、主務官庁は、教師の業務を停止し、宗教団体の認可を取り消すことができるなど、多くの統制監督規定があり、政府の方針や実際の運用に当る者の解釈、運用などによって信教の自由は、完全な空洞化現象を呈していた。

65 ただわずかに所得税の免除や一定の場合に訴願行政訴訟の道も開かれてはいた（同法二〇条、二二条）。

三 日本国憲法下の宗教行政

終戦を契機として（天皇主権から国民主権への一八〇度の転換によって）、宗教行政における権力的作用は、排除あるいは、ごくわずかに制限せられた。すなわち、ポツダム宣言第一〇項の「日本国民における民主主義的傾向の復活、強化に対するいっさいの障害はのぞかれ、言論、宗教および思想の自由ならびに基本的人権の尊重は確立せられる」の規定をうけて、降伏後の二〇年一二月、「国家神道の禁止」に関する指令によって、神社の国教的地位を廃止した。これによって、神社は、仏教やキリスト教その他の宗教とともに一つの

私の宗教となった。その法的裏付けが、二〇年一二月二八日の宗教法人令（勅令第七一九号）である。しかし、この法人令は届出制をとり、あまりにも宗教団体に対して寛容でありすぎ、いわゆる淫祠邪宗⁽²⁾も法人となりえたために、宗教関係者はもとより、一般国民⁽³⁾からも、もう少し規制があってもよいのではないかとの意見もあって、講和間近い二六年に、現在の宗教法人法が提案されたのである。

その提案理由において、天野文部大臣は、衆議院文部委員会において「現行の宗教法人令は、昭和二十年十二月二十八日、勅令第七百八十九号をもって公布された、いわゆるポツダム勅令でありまして、政治的、社会的及び宗教的自由に対する制限除去の件に関する連合国最高司令部覚書によって、廃止を命じられた旧宗教団体法にかわって、宗教団体の財産の保全のための善後措置として、早々の間に制定されたものであります。従って、民主的立法の原則にのっとり、宗教法人制度を、法律をもって規定する必要が痛感されたのであります。また一方におきまして、同令は現下の宗教界の実情に照しました過去五年有余の実施のあとを顧みましたとき、不備の点も少くなく、他方におきまして、信教の自由の基盤の上に立つ新たな宗教法人制度の確立が、各方面から要望される実情にあったのであります。……政府は年来慎重な研究を続け古い伝統をもつわが国の複雑多岐な宗教事情に即応する

とともに、宗教法人の特殊性と自主制を重んずる新たな宗教法人制度についてその構想を得るに至りましたので、ここにこの法律案を提出することとした次第であります」（文部委員会議録第四号、昭和二十六年二月二日）とのべ、続けてこの法案の目的を次のようにのべている。この法律の目的は、「宗教団体に法人格を与え、宗教法人が自由で、かつ自主的な活動をする為の物的基礎を獲得させることであります。これがためには、あくまでも信教の自由と政教分離の原則を基本としなければならぬ……それとともに宗教法人の責任を明確にし、かつその公共性に配慮を払うことをもまた忘れてはならないのであります」とのべ、この法律が常に「自由と自主性」「責任と公共性」という要請のもとに構成されていることを強調している。そして、この二つの要請のもとに法人令を制度的に改正したのである。この法律は、宗教の団体的行動、あるいは結社の行動、外部に表明される場合における経済活動の面を対象としている。換言すれば「宗教団体」がこの法律の保護の対象となり、そして、信教の自由の基礎の上に、その独自、特有の宗風と伝統を存続しつつ、自由かつ自主的な活動をするための物的基礎の確保が保障されたのである。そして、この場合の「宗教団体とは、(イ)宗教の教義をひろめること、(ロ)儀式行事を行うこと、(ハ)信者を教化育成すること、この三つを主たる目的とした団体をいい（法人法

二条二項）、この団体に当るものとして、礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体（同法二条一項一号）、および一号に掲げる団体を包括する教派、宗派教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体が宗教法人法でいう「宗教団体」に該当するとしている（同法二条二項二号）。

このような宗教団体に対する所轄庁は（単位団体である神社、寺院、教会に対しては）都道府県知事と（包括団体である教派、宗派教団に対しては）、文部大臣である。宗教団体が、法人格を得るためには、法が要求する所定の規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、そして、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（同法一五条）。このようにして成立した宗教法人も、その本来の物的利益を提供するという範囲において、その免脱した行為に対しては（健全な宗教行政に支障を来たす場合）、規制が行われる。すなわち①収益事業以外の事業停止命令（同法七九条）、②認証の取消（同法八〇条）、③解教命令（同法八一条）、④罰則規定（同法八条）がその代表的規定である。これらの規定による運用について不服のある者に対しては（昭和三七年に改正がなされた）不服の申立、および訴訟提起の途を開き、規制に対する救済に万全を期している。すなわち、まず不服申立てにあっては、却下以外の裁決

又は決定をするときは、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聞かなければならない（同法八〇条の二、第一項）。またこの不服申立てについての処理は、不服申立てがあった日から四月以内に、裁決又は決定をしなければならない（同法八〇条の二、第二項）ことになっている。

従来は（旧訴訟法の下）、不服申立ては限定的にしかできなかったのであるが、行政不服審査法の制定により、一般概括主義が採用され、行政庁の処分、その他公権力の行使に当たる行為について広く一般的に不服申立ては認められたのである（不服審査法二条一項、四条一項）、認証することが出来ない旨の決定だけでなく認証する旨の決定或は受理、証明に関しても認められることになった。また法令に基づく申請に対する不作為についての不服申立ても認められるので（行審法二条二項、七条）、認証申請あるいは証明願に対し相当の期間に何らかの処理がなされないときは、不服申立てができる。

この不服申立てと行政事件訴訟との関係は、宗教法人法第八七条に規定がある。それによれば認証に関する決定、公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消しについては、まず不服申立てをし、その裁決又は決定を経た後でなければ訴訟を提起できないと規定している。しかし、その他の処分については、不服申立ての手続を経ることなく、あるいは不服申立てと並行して訴訟を提起できることになっている（行訴法

八条）。

このようにして宗教法人法は、宗教団体が認証をうけ、法人格を附与され、健全な宗教上の活動をするために財産上の保護を受け、また規制に当たっても違法、不当な取扱いを受けなかった場合には、救済規定を設けている。

1 宗教行政の性格

日本国憲法下における宗教行政は、上述したように、権力の行使を本質とせず、物的な利益を提供する奉仕^{サービス}を本質とする。換言すれば、保育行政の一分野を占めるのである。この保育行政の概念は、すでに明治憲法下において美濃部達吉博士によって論ぜられている⁽³⁾。しかし、ここでいう保育の概念は、明治憲法下で使用されていた保育の概念とは本質的に異なる。すなわち、一方は、天皇主権下の保育であり、他は国民主権下の保育である。またこの保育達成の手段においても、前者は、第二次的、補助的手段であるはずの権力的作用が前面に押し出され、その上権力による違法、不当な行為に對しても救済は、ごくわずかし承認られなかった。例えば、明治一七年太政官布達第一九号によれば、管長は寺院住職を任免する行為を与えられている。そして、この行為は、内務大臣が監督する行政事務であり、この任免行為の効力を争う訴えは、行政行為の当否についての判断を求めるものであり、司法裁判所の裁判権には属さない^(大審大正六年三月五日)（民録三三輯二〇五六頁）としてい

る事件などをあげればよいであろう。これに反して日本国憲法下の宗教法人法にあっては、この住職の任免は、当該宗教団体の宗教行為として、それぞれの団体の内部規律に任かされているのである。例えば包括団体の場合、宗派管長が被包括法人たる寺院住職の任命権を有し、住職が宗派と寺院の相互規定により当然代表役員に就任する場合にあっては、宗派ならびに寺院の規則に管長の罷免を認める規定がないかぎり管長の住職罷免は許されない（昭和四一・四・八大阪高民九判）とする例や寺院の檀徒は、その寺院の利害関係人として、住職の選任の効力の有無を訴訟で争う適格を有する（昭和三三・二・七東京地判）判例を対比的にあげうる。このような宗教行政の主体は、国家（文部大臣）および地方公共団体（都道府県知事）である（宗教法人法五条）。しかし、憲法第二〇条は「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない（一項）。何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない（二項）。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない（三項）。」と規定して、国家が国民の宗教に干与したり、国家およびその機関が自ら宗教活動することを禁じている。最初に述べたように国家が宗教に關係を有するのは、あくまで社会的側面の宗教行為であり、しかも保育行政的_的目的の達成のためである。この

趣旨をうけて、宗教行政の通則的法規である宗教法人法は、その目的を規定するに当り、「この法律は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他の目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする（同法一条一項）。憲法で保障された信教の自由は、すべての国政において尊重されなければならない。従って、この法律のいかなる規定も、個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない（同法一条二項）」と規定している。このようにして、宗教団体は、「礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成」のために国家及び地方公共団体から、法律上の能力を与えられるのである。この法律上の能力を附与するために国家及び地方公共団体は、宗教団体に対して一定の手続の下に法人格を有した「宗教法人」を与える（宗教法人法八三条八四條、地方税法三四條二項二號、登録税法一九條二號の四、関稅定率法一五條一項四號、所得稅法三條一項八號、法人稅法五條一項一號及び相続稅法一二條一項二項三項）、宗教に關する保育行政本来の目的を達成しようとする。このように宗教行政は、本質において物的な利益を提供する

奉仕的行為であるが、宗教保育行政目的達成の範囲において、第二次的な消極的権力作用が行われることがある。宗教法人法にその具体的行為が規定されている。同法八〇条、八一条、八八条がその代表的規定である。

2 宗教行政の現状における問題点

(特に規制面について)

物的な利益を提供することを主たる任務として、規定した宗教法人法であり、その任務実現規定が存することは当然であるが、ここでは特に保育行政の第二次的作用である規制手段の規定や制度について論じることにはしたい。このことは第二次的作用が有効的に機能してこそ、第一次作用もその機能が有効、適切に発揮されると考えたからである。

現行の宗教法人法は、大雑把に言えば、法人令に比較して、三つの制度的改正がなされている。第一は、宗教法人の規則の作成、規則の変更、合併等に関して証認制度を設けたこと、第二は、宗教法人の管理運営面における改正、すなわち責任役員制と公告制度がとり入れられたこと、第三は宗教法人の合併を認めたこと、をあげることができる。第一第二点について若干問題がある。

第一の点については、証認の語義が不明確であり、この処分の法的性質については、争いがある。篠原政府委員の法案提出時の説明によると「当該諸団体が、第二条に規定されて

いるような宗教団体であり、また規則や手続が法令の規定に適合しているものであることを、所轄庁において確認する行為でありまして、事実について認定して、公の権威をもって、宣言するにとどまり、それからいかなる効果が生ずるかは、もっぱら法律の定めるところによるのでありまして、その行為をした所轄庁の意思によるものではありません。この点、第三者の法律行為を補充して、その効力を完成させる認可とは、性質上の相違があると申すことができます。また認証には、宗教そのものの正邪曲直、新旧大小の価値判断にわたるようなことは決して伴わないものであることは言うまでもありません。」とのべ、宗教法人独特の「認証」という用語を用いている。しかし、川西教授は、この認証は、実質的には認可であり「信仰の自由を基本的人権の一つとして保障する憲法第二〇条の立法趣旨に違反しないかどうか」と疑問を提出しておられる。

判例は、「宗教法人法一四条は、規則認証申請があつた場合、所轄庁に対し、単に規則および添付書面を調査したうえ、申請要件の具備の有無を判断し、認証するかどうかを決定する義務を課したにとどまり、それ以上の審査義務を課したものではないと解すべきである(昭和三三・一一・一三日東京地判(行裁例集九卷一一号二五四五頁))」とか、「認証決定は、当該宗教団体に権利を付与する性質の行為ではなく右宗教団体に法人格を付与する前提としてなされる認

可処分すぎない」(昭和二九・三一・三〇鹿兒島地)との判断に立っている。しかし、運用上において、認可の意味で運用するならば、憲法二〇条との関係から、憲法問題が生じるであろう。上述の判例もいうように、宗教団体でないものが、宗教法人になったり、法令に適合しないような規則の作成、説立の手續の防止以外のことを認証処理の基準としたりすることは、厳につつしまなければならぬ。あくまで形式的審査義務を所轄庁に課したのであって、それ以上の実質的審査義務を課したものではないと解すべきであろう。

第二点の責任役員に対しては、財産的側面、すなわち、事務に関する権限だけを与えている。宗教団体については本来の宗教活動という側面と経済活動という側面があり、両者を理論上区別できても、実際上区別ができるかは疑問である。

特に包括団体と単位団体とは区別すべきではなかったか。この法律が宗教団体の財産の主体性を明かにすることを主たる目的として制定された結果とはいえ、運用上において疑問のある制度である。しかし、判例は「宗教法人法の下における住職は、単に儀式の執行、教養の宣布等宗教的な活動ないしは機能面における主宰者の地位を有するにすぎず、寺院の管理機関としての組織的な地位を有するものではない」(昭和四一年四月八日大阪高判・)としてゐる。

また法人設立の認証とも関係を有するのであるが、認証を

受けるために規則を作成する場合に予算を作成しなければならないとしている(同法三条一項八号)。しかし、本来予算とは、一般には、来るべき一会計年度の間に、当該宗教団体がなし得べき歳出の準則(支出の目的、金額及び時期について)と考えられる。一方宗教法人の有する財産は一般的に信者の寄附(おふせ、献金など)によつたものである。このような点を考え合せると(経理の公開という要請もわからぬではないが)本来不確定な財産について、予算を作成して、規則認証時に提出せよということは理論上も実際上も不可能なのはなからうか。

その他宗教法人審議会にも問題がある。この審議会は、文部大臣の諮問に依じて、認証その他の権限について調査審議して、文部大臣に建議する(同法七一条二項)。この構成メンバーの選出方法及び審議会の運用に当っては、公平、客観的立場から任命されそして運用されなければならない。その為にはある程度この審議会に対して権限強化の為の制度的改正が必要なのではなからうか。その他この団体の秩序維持の為に、所轄庁が行う規制の規定、すなわち①収益事業以外の事業停止命令(同法七九条)、②認証の取消(同法八〇条)、③解散命令(同法八一条)、④罰則規定(同法八八条)がこれである。これらの規則も、その運用を一步誤れば重大な統制の可能性を含んでいる。

註

1 去る六月二二日の朝刊(毎日)は、靖国神社を宗教法人法の規制対象から離して「特殊法人靖国神社」とする法案が、衆議院法制局で作成され、今国会に提出されるという報道があったが、宮沢教授もいわれるように(「憲法」Ⅱ三四〇頁以下)、もし仮りにこのような法案が成立するならば、明治憲法時代の「神社は宗教に非ず」の命題を復活させるおそれもあり、日本国憲法に反するおそれも生じ、明治憲法下の宗教のように、政治的にも悪用される危険もでてくる。

2 講和間近い時点で急いで提案した政府も、無修正で通過させた、国会にもその動機はおそらく戦後流行のいわゆる淫祠邪教を特に法的保護から締め出そうとしていたことにあると思うが、あらゆる宗教は、その革創の始めに淫祠邪教視されなかつたものは稀である。人生に病苦と貧乏と不運の存する限り、宗教に対する人心の需要は絶えるはずはない。いわゆる淫祠邪教の流行する可能性は常にある。社会状態が健全で個々の知性が高ければ、本當の淫祠邪教は自然に淘汰されるのであろうからこの淫祠邪教問題解決には、政治の力が関与すべき問題ではないと思う。

3 読売新聞、昭和二五年一月一日、産業経済新聞昭和二六年二月二六日、中外新聞昭和二六年三月二一日など参照。

4 宗教行政の法源としてはまず、そして一般通則法である宗教法人法があり救済面では、行政不服審査法、行政事件訴訟法がある。その他民法、地方税法、登録税法、関税定率法、所得税法、法人税法、相続税法などが代表的な法源である。

5 「保育トハ国家ヌハ公共団体が社会、公共ノ利益ノ為ニ權力ノ行使ヲ本質ト為サザル事業ヲ経営シ、物ヲ管理シ、事業ノ経営ヲ他人ニ特許シ、其ノ特許シタル事業ヲ監督シ、私人ノ事業保護奨励シ、及び此等ノ目的ヲ達スル為ニ其ノ補助手段トシテ人民ニ負担ヲ課スル作用ヲ謂フ。」「行政法撮要」下巻一七九頁以下。

6 宗教法人設立に関する規則に対する県知事の認証決定(同法一四条)は、当該宗教団体に権利を付与する性質の行為ではなく、右宗教団体に法人格を付与する前提としてなされる認可処分につきない(昭和二九年二月三〇日鹿児島地判、河和田唯賢「宗教法人の現状と動向」宗教時報一卷所収二〇頁参照、また川西誠日大法学所収「宗教法人の諸問題」一七頁以下)。

7 川西誠、前掲書一九頁。

8 川西誠、前掲書二二頁。とくに、単位団体の場合は、實際上不可能なのではなからうか。昭和三五年三月京都地判、下級刑集二巻、三・四合併号、四七七頁参照。

9 前掲会議録(一二号二六・三・一七)において予算は必ず作成しなければならぬかとの質問に対し、篠原政府委員は「この法案におきましては予算を作成することを要望する……必ずしも絶対的記載事項としてはおりません。たゞ規則の上で、必要あらば必ず記載してほしい」とのべているが、寺院関係者にお聞きしたところによると都府県によっては行政指導的な方法で記載を要求されているとの話である。

10 例えば、参与機能的な権限をもった機関とすることなども一考の要があると思う。なお現在の構成メンバー(第八期)は、

宗教団体関係者が一五名中一二名で学者グループ二名その他（文化財保護委員会）一名となっている。

四 結 び

昭和三十三年四月二十二日、宗教法人審議会々長から、文部大臣あてに「宗教法における認証、認証の取消等の制度の改善方策に関する答申」が提出されている。それによると、

- ①この法律における宗教活動の定義を明確にすること。
- ②宗教法人となることができる宗教団体の基準を設けること。
- ③合併に関する規定を簡素化すること。
- ④公告制度の改善すること。
- ⑤役員制度を改善すること。
- ⑥財産処分等の手続を改善すること。
- ⑦公益事業その他の事業を明確にすること。
- ⑧宗教法人審議会の機構を改めること。
- ⑨宗教法人に対する調査及び報告の取扱いを明確にすること。
- ⑩包括宗教法人の所轄を改めること。
- ⑪被包関係の廃止に関する取扱いを適正にすること。
- ⑫以上のように現状の問題点となっている所を、一一項目に渡って指摘されている。

仮りにこの答申通りに、法制度の改正がなされたとしても現在の法制度における以上に適切な運用ができるであろうか。それは疑問である。いかに立派な制度であろうともそれを運用する人を得なければ、宝の持腐れに終ってしまう危険性があるからである。また一方、日本の国民は、一般的に、まだ真の意味の権利意識が稀

薄である。一方で正当な権利をもちつつ、これを権力に対して堂々と主張する勇気を欠き泣き寝入りか、姑息な手段による解決を求めるかに終る人間が多い。このことは、宗教関係者についても当てはまる場合があるであろう。とくに終戦までの時期にあつてはまさにこのことがいえると思う。

宗教法人法を運用する当局者（文部大臣、都道府県知事、裁判所）は、信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、若しくは、干渉する権限又は宗教の役員員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくは、これに干渉する権限は有しないし（同法八五条）、又宗教法人法に基く処分を違法として、裁判所に出訴する権利を妨げてはならない（同法八七条）という義務がある。一方宗教関係者はもとより一般国民も、真の意味の権利意識の高揚につとめ、宗教に対する国家統制を再び繰り返かえさないように、憲法で保障された信教の自由の確保の為に、不断の努力をする必要がある。

宗教法人数総括表

昭和40. 12. 31現在

註1

所轄別	系統別	包括・単位・法人別	包括法人	単 位 法 人			計
				被 包 括 法 人		単 位 法 人 (丙)	
				文部大臣所轄法人	都道府県知事所轄法人 都道府県知事所轄法人 都道府県知事所轄法人		
文部大臣所轄(甲)	神道系	143	—	—	—	—	143
	仏教系	165	—	—	—	—	165
	キリスト教系	38	—	—	—	—	38
	諸教	28	—	—	—	—	28
	計	374	—	—	—	—	374
都道府県知事所轄(乙)	神道系	10	98,158	279	1,584	100,021	100,031
	仏教系	9	74,587	272	1,557	76,416	76,425
	キリスト教系	7	2,282	175	532	2,989	2,996
	諸教	3	478	8	176	662	665
	計	29	175,505	734	3,849	180,088	180,117
合 計		403	175,505	734	3,849	180,088	180,491

昭和四〇年一月三日現在の宗教法人法によって法人格を有している団体(宗教年鑑四一年度版、八七頁によった)。

宗教行政法序説(小林)

- 2 項目ごとの検討は、別の機会に譲る、これ以外に神社の宗教性の有無についても問題であるが、神社はプリミティブな意味では、やはり宗教であるといえる。川西教授は「神社を宗教団体の中に入れることには、疑義がある」とされている(川西・前掲書一五頁以下)。
- 3 市原昌三郎(現代の行政所収)「行政の内部的統制」二五七頁。